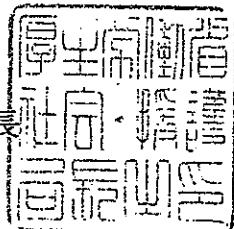


入
写

社援発1006第13号
平成21年10月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）
補助金に係る財産処分の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005017号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。



「社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正	後	現	行
「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金等に係る財産処分について、（以下、「財産処分承認基準通知書」という。）によるほか、平成17年10月5日社会福祉施設等施設設備費（以下、「実施要綱」という。）により取得した社会福祉施設等施設設備費（以下、「社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費）補助金」）と、国の補助事業により取得した社会福祉施設等施設設備費（以下、「実施要綱」）に基づき、国の補助事業による補助金が社会福祉施設等施設設備費（以下、「社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費）補助金」）の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続を進めることとしたため、平成21年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成17年10月5日社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費）補助金等に係る財産処分について、（以下、「財産処分承認基準通知書」という。）によるほか、平成17年10月5日社会福祉施設等施設設備費（以下、「実施要綱」という。）により取得した社会福祉施設等施設設備費（以下、「社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費）補助金」）と、国の補助事業により取得した社会福祉施設等施設設備費（以下、「実施要綱」）に基づき、国の補助事業による補助金が社会福祉施設等施設設備費（以下、「社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費）補助金」）の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続を進めることとしたため、平成21年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）	1 対象となる施設 対象となる施設は、国の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であつて、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となることとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）	1 対象となる施設 対象となる施設は、国が補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であつて、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となることとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）
1 対象となる施設 対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であつて、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施設設備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となることとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもつて承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。	3 財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもつて承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。	(1) 貢産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に付さなければならぬ。 ア 補助財産を処分（取りこわし）することにより収入（評価額を含む。）があつた場合には、その収入の全部又は一部を新たに処理する〇〇〇（以下「当該財産」という。）の処理にあたしなければならない。 イ 当該財産に当たっては、もどとの財産の取得時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（長）の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しきれ、又は担保に供してはならない。 ウ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（長）の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。 エ 当該財産については、善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 オ 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事實を証する書類を都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。	(1) 貢産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に付さなければならぬ。 ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。
2 (略)	3 財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもつて承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。	(1) 貢産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に付さなければならぬ。 ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。	(1) 貢産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に付さなければならぬ。 ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。
3 財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもつて承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。	3 財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもつて承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。	(1) 貢産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に付さなければならぬ。 ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。	(1) 貢産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に付さなければならぬ。 ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。

イ 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事實を証する書類を都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

（2）（1）のイにより、都道府県知事又は指定都市の長が承認を与えるとするときは、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

（3）（1）のウにより、収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

<参考充當額の算定例>

◎例1 間接補助の場合

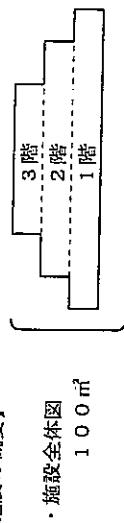
- (1) 残存価格 800千円-①
- (2) 解体撤去費総事業費 1,000千円-②
- (3) 解体撤去工事費基準額 750千円-③
- (4) 設置者実負担額 (②-③)
- (5) 建築費用充当額 1,000千円-750千円= 250千円-④

$$\text{充当額} = (800\text{千円}-250\text{千円}) \times \frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}}$$

$$= 550\text{千円} \times \frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}}$$

◎例2 増築があった場合（面積按分を用いて算出する場合）

【施設の概要】



- ・1階部分 30年前創設（自己資金） 50m² 総事業費 A円
- ・2階部分 20年前増築（民間補助） 30m² 総事業費 B円（補助 b 千円）
- ・3階部分 10年前増築（国庫補助） 20m² 総事業費 C円（補助 c 千円）
- (1) 残存価格 500千円 ①
(うち3階部分は150千円) ②
- (2) 解体撤去費総事業費 1,000千円 ③
- (3) 解体撤去工事費基準額 675千円 ④
- (4) 設置者実負担額 (③)×面積比率-①×面積比率
1,000千円×20m²/100m²-675千円×20m²/100m² ⑤
- (5) 建築費用充当額 200千円-135千円=65千円 ⑥

$$\text{充当額} = (150\text{千円}-65\text{千円}) \times \frac{\text{国庫補助額 (c千円)}}{\text{総事業費 (C円)}}$$

$$= 85\text{千円} \times \frac{\text{国庫補助額 (c千円)}}{\text{総事業費 (C円)}}$$

ただし、増築があったとしても国庫補助事業で建築された部分の解体撤去費用が別枠になつている等の理由で把握できるときには、この計算例によらないものとする。